第七十二条の四第二項中「第十四条第十二項」の下に「、第十四条の二の二第一項」を、「第二十三条の二の五第十二項」の下に「、第二十三条の二の六の二第一項」を、「第二十三条の二十六第一項」の下に「、第二十三条の二十六の二第一項」を加える。

第七十四条の二第一項中「第十四条、第二十三条の二の五」を「第十四条の承認（第十四条の二の二第一項の規定により条件及び期限を付したものを除く。）、第二十三条の二の五の承認（第二十三条の二の六の二第一項の規定により条件及び期限を付したものを除く。）」に改め、「（第二十三条の二十六第一項）」の下に「又は第二十三条の二十六の二第一項」を加え、「又は」を「、第十四条の二の二第一項の規定により条件及び期限を付した第十四条の承認を与えた医薬品が第十四条の二の二第一項第二号若しくは第三号のいずれかに該当しなくなつたと認めるとき、若しくは第十四条第二項第三号ハ（同条第十五項において準用する場合を含む。）に該当するに至つたと認めるとき、第二十三条の二の六の二第一項の規定により条件及び期限を付した第二十三条の二の五の承認を与えた医療機器若しくは体外診断用医薬品が第二十三条の二の六の二第一項第二号若しくは第三号のいずれかに該当しなくなつたと認めるとき、若しくは第二十三条の二の五第二項第三号ハ（同条第十五項において準用する場合を含む。）に該当するに至つたと認めるとき」に、「ときは」を「とき、又は第二十三条の二十六の二第一項の規定により条件及び期限を付した第二十三条の二十五の承認を与えた再生医療等製品が第二十三条の二十六の二第一項第二号若しくは第三号のいずれかに該当しなくなつたと認めるとき、若しくは第二十三条の二十五第二項第三号ハ（同条第十一項において準用する場合を含む。）に該当するに至つたと認めるときは」に改め、同条第三項第三号中「第十四条第七項若しくは第九項」の下に「、第十四条の二の二第二項」を加え、「又は」を「、第二十三条の二の六の二第二項」に、「第八項」を「第八項又は第二十三条の二十六の二第二項」に改め、同項第六号中「第十四条第十二項」の下に「、第十四条の二の二第一項」を、「第二十三条の二の五第十二項」の下に「、第二十三条の二の六の二第一項」を、「第二十三条の二十六第一項」の下に「、第二十三条の二十六の二第一項」を加え、同項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　第十四条の二の二第一項第一号、第二十三条の二の六の二第一項第一号又は第二十三条の二十六の二第一項第一号に該当しなくなつたと認めるとき。

第七十五条の二の二第二項中「「第二十三条の二十六第一項の」を「「第十四条の二の二第一項の」とあるのは「第十九条の二第五項において準用する第十四条の二の二第一項の」とあるのは「第二十三条の二の十七第五項において準用する第二十三条の二の六の二第一項の」と、「第二十三条の二十六第一項の」と、「準用する第二十三条の二十五第十一項」と」の下に「「第十四条の二の二第一項第二号」とあるのは「第十九条の二第五項において準用する第十四条の二の二第一項第二号」と、「第二十三条の二の五第二項第三号ハ（同条第十五項」とあるのは「第二十三条の二の十七第五項において準用する第二十三条の二の六の二第一項第二号」と、「第二十三条の二の五第二項第三号ハ（第二十三条の二の十七第五項において準用する第二十三条の二の五第十五項」と、「第二十三条の二十六第一項の」とあるのは「第二十三条の三十七第五項において準用する第二十三条の二十六第一項の」と」を、「第二十三条の二十五第二項第三号イ」と」の下に「「、又は第二十三条の二十六の二第一項の」とあるのは「、又は第二十三条の三十七第五項において準用する第二十三条の二十六の二第一項の」と、「第二十三条の二十六の二第一項第二号」とあるのは「第二十三条の三十七第五項において準用する第二十三条の二十六第一項第二号」と」を、「「第十四条第七項若しくは第九項」の下に「、第十四条の二の二第二項、第二十三条の二の六の二第二項、第二十三条の二十五第六項若しくは第八項又は第二十三条の二十六の二第二項」に改め、「準用する第十四条第七項若しくは第九項」の下に「若しくは第十四条の二の二第二項」を、「準用する第二十三条の二の五第七項若しくは第九項」の下に「若しくは第二十三条の二の六の二第二項」を、「「第十四条第十二項」の下に「、第十四条の二の二第一項」を、「準用する第二十三条の二十六第一項」の下に「、第二十三条の二の六の二第一項」を、「準用する第十四条第十二項」の下に「若しくは第十四条の二の二第一項」を、「準用する第二十三条の二の五第十二項」の下に「若しくは第二十三条の二の六の二第一項」を、「、第二十三条の三十七第五項において準用する第二十三条の二十六第一項」の下に「若しくは第二十三条の二の六の二第一項第一号又は第二十三条の二十六の二第一項第一号」とあるのは「第十四条の二の二第一項第一号又は第二十三条の三十七第五項において準用する第二十三条の二十六第一項第一号」を加える。

第七十五条の三中「同じ。）又は」を「同じ。）若しくは」に、「又は第二十三条の三十七」を「若しくは第二十三条の三十七」に改め、「なつたと認めるとき」の下に「、医薬品、医療機器若しくは体外診断用医薬品若しくは再生医療等製品の第十四条の三第一項、第二十三条の二の八第一項若しくは第二十三条の二十八第一項の規定による第十四条、第十九条の二、第二十三条の二の五、第二十三条の二の十七、第二十三条の二十五若しくは第二十三条の三十七の承認を受けた者が第十四条の三第二項において準用する第十四条の二の二第二項、第二十三条の二の八第二項において準用する第二十三条の二の六の二第二項若しくは第二十三条の二十八第二項において準用する第二十三条の二十六の二第二項の規定に違反したとき」を加える。

第七十八条第一項第八号中「又は第十三項（同条第十五項」を「若しくは第十三項（第十四条第十五項」に、「の調査」を「又は第十四条の二の二第二項（第十四条の三第二項（第二十条第一項において準用する場合を含む。）及び第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の調査」に改め、同項第十四号中「又は」を「若しくは」に、「の調査」を「又は第二十三条の二の六の二第二項（第二十三条の二の八第二項（第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）及び第二十三条の二十八第二項（第二十三条の四十第一項において準用する場合を含む。）の調査」に改め、同条第二項中「第十四条の二の二第一項」を「第十四条の三第一項」に改め、「、医薬品等審査等」の下に「、確認」を加える。

第八十条第八項中「第十四条の三第一項」を「第十四条の二の二第一項（第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）若しくは第十四条の三第一項」に改め、「医薬品、」の下に「第二十三条の二の六の二第一項（第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）若しくは」を、「又は」の下に「第二十三条の二十六の二第一項（第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）若しくは」を加える。

第八十三条第一項中「の数」と」の下に「、第十四条の二の二第一項第一号」を、「第十四条の三第一項第一号」の下に「、第二十三条の二の六の二第一項第一号」を、「第二十三条の二の八第一項第一号」の下に「、第二十三条の二十六の二第一項第一号」を「維持」と」の下に「、第十四条の二の二第一項第三号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「有すること」とあるのは「有すること又は申請に係る使用方法に従い使用される場合に、当該医薬品が有する対象動物についての残留性の程度からみて、その使用に係る対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうものが生産されるおそれがあること」と」を加え、「及び第二十三条の二十六第一項第三号」を「、第二十三条の二十六第一項第三号」に改め、同条第